

議第 28 号

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 2 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 20 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。次条及び第 79 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 20 条第 1 項に規定する特定行為業</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 前項各号に掲げる従業者のほか，指定児童発達支援事業所において，日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を，日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理，<small>かくたん</small>喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師，助産師，看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を，それぞれ置かなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合には，看護職員を置かないことができる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 1 項の登録に係る事業所である場合に限る。）において，医療的ケアのうち特定行為（同法附則第 10 条第 1 項に規定する特定行為をいう。次条及び第 79 条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し，当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第 27 条第 1 項に規定する特定行為業</p>

務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

3～8 略

第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 略

(従業者の員数)

第79条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち

務をいう。次条及び第79条において同じ。)を行う場合

3～8 略

第7条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

3～8 略

(従業者の員数)

第79条 略

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1)・(2) 略

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち

特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 略	特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合 3～8 略
---	---

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。